

# 精華町教育委員会議事録

令和5年（第6回）

- 1 開 会 令和5年6月26日(月) 午後2時30分  
閉 会 令和5年6月26日(月) 午後3時35分
- 2 場 所 精華町役場 301会議室
- 3 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者 新司委員  
井上委員 高岡委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席事務局職員  
浦本教育部長 有城総括指導主事  
俵谷学校教育課長  
川畑学校教育課担当課長(学校給食担当)  
田原生涯学習課長 平井学校教育課主幹
- 6 傍聴者 0名

7 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第6回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和5年第5回教育委員会の議事録について説明。

**【採 決】**

- ・全員承認

(3) 教育長報告事項

大きく2点報告する。

1点目、中学校部活動の地域移行の事務的な検討状況について。6月19日に精華町スポーツ協会及び文化協会の代表と、中学校の校長3名、そして

教育委員会事務局に私というメンバーで準備委員会を行った。国は、土日の部活動の地域移行を令和8年度までに完全実施するという大きな目標を立てており、それに向けて本町としては、今年度はできるところから検討する中で現在候補に上がっているのが野球部と吹奏楽部である。精華町スポーツ協会、そして設立の動きがある地域吹奏楽団と連携し、文化庁や京都府の補助金もできるだけ活用して、この10月頃から取り組めたらと考えている。

実施にあたっては、3中学校で合同部活動を実施して、指導者に来てもらうのが基本パターンになるが、令和8年度に向けて他の部活動への拡大を検討するという目論見で関係団体、機関等との調整を進めていくことになっている。

2点目は、PTAについて様々な検討すべき課題が生じている件について。

まず、学校の説明の仕方によっては、保護者がPTAには加入義務があるという認識を持つ実態もあるようだ。実際には加入は義務ではないので、事前に入会は任意であることを説明しなければならないのではとの指摘がある。学校も加入率を落とさないために様々な工夫をしているが、影響は避けられないので、指摘について今後どのように取り組むのか、課題と感じている。

また、教職員も会員ではあるのだが、PTA会費の管理を教頭が単独で行っている場合が多いことから、保護者代表との共同管理とすべきではとの指摘がある。併せて、PTA会費が学校諸費と一緒に引き落とされている点についても、学校諸費とPTA会費は性格が異なるので、以前からそうだから、と当然に行うのではなく、あらかじめ保護者から了解を得るべきとの指摘もある。

次に、PTAから頂戴している様々な物品が寄附に当たらないか、当たるのであれば寄附採納の手続きが正しくとられているのかという点である。もっぱら学校の授業や子どもの活動など、PTA活動以外の目的に使っているのであれば、それは本来公費で購入すべきだったのではということも併せて問われる。

このように、これまで長年の経過の中で保護者と学校が互いに慣例でやってきたことが、おかしいのではないかと指摘を受けている状況である。そのため、指摘されている内容を整理して、PTAに一番関わっている教頭と、どのような改善が必要かを相談していきたいと思っている。

さて、今年は令和6年度以降に小学校で使用する教科書を採択する年であ

り、7月下旬に八幡市で開催される山城教科用図書採択地区協議会での協議結果を踏まえて、8月下旬に町教育委員会で採択を行う予定である。

また、6月29日、文部科学省主催の市町村教育長教育委員研究協議会がオンラインで開催され、また、相楽地方教育委員会連絡協議会の教育委員・教育長合同研修会が7月7日に奈良国立博物館で開催されるので、委員には参加をお願いします。

なお、精華町スポーツ協会会長の杉下定己氏が京都府スポーツ協会から令和5年度の公益財団法人京都府スポーツ協会の三色旗功労賞を受賞された。同氏は平成9年から精華町スポーツ協会の理事、平成20年から現在まで会長を務めておられ、組織運営や地域スポーツの普及振興に貢献されてきた。

### 【委員からのご意見】

井上委員 部活動は、土日は地域に移行するという方向性が全国的に示されているので、その方向で動くということだが、令和8年度以降、精華町では平日の部活動は学校から切り離していく方向で考えているという理解でよいか。

総括指導主事 現時点で言えば、ガイドラインでは休業日は平日で1日、土日で1日とされているが、今年度から平日休業日を2日にしている学校が1校あり、その1校に関しては下校時間を5時にしている。他の2校については、まだ平日の休業日は1日で、5時半下校という段階にあるので、先日の教頭会議では、教育委員会事務局からの提案という形ではあるが、全中学校で平日2日休業、下校5時に揃えてやっていかないかという提案はしている。

教育部長 文部科学省が今後どのような方向性を示してくるかは分からないが、当初、平日含めて全て地域移行するという勢いで動いていたが、現在では大分トーンダウンして、とりあえず休日だけ進めるということになっている。平日の活動の取扱いをどうするかは、部活動の根本的な意義、教育の中での位置づけに関わる内容と思われるので、文部科学省の動向を注視していきたいと考えている。

井上委員 やはり中学校の働き方改革と部活動は表裏一体であり、部

活動が中学校から地域や別組織に移ると、中学校の働き方改革のうち時間的な部分についてはかなり改善されると思っている。全国的には先行事例と言えるものもあり、例えば静岡県の掛川市は、精華町の約3倍の人口の市だが、年次計画を示して現在の小学生から移行していくことを打ち出されている。同市の事例は、子どもたちの希望を優先するというよりは、中学校の運営が非常に大変な地域があったことを踏まえた計画となっている部分が多く、働き方改革を重視して検討されているので非常に参考になるのではないか。体制についても精華町が模索する方向性と合致しているようだ。

しかし、会費等を集めて有償で行うということになると、現在、部活動は無償でやってもらっているという意識が保護者にはあるため、その点が非常にネックになるだろう。スポーツの指導も学習塾と同じで、参加するにはお金がかかるということを保護者に理解してもらうことが非常に重要だと思う。

川村教育長 お金がかかることに関しては、保護者や地域の皆さんがどのような反応をされるか今のところ未知数だが、先ほど説明したようなプランを下敷きにしたアンケートを保護者と生徒たちに実施することを計画している。参加にお金がかかることについてどう思うかを問うてみようと思っている。

井上委員 もう1点、以前も話したが、部活の顧問をやりたくないという教師が現れているという話を各所で耳にしており、超勤4項目以外のことは時間外にはやらないという教師もこれから増えてくると思うので、それも含めて考えていかないと、部活があっても顧問がいらないという状況になりかねないだろう。

川村教育長 その点については、現在、国において給与制度の変更を検討されていて、教職調整額を増やすのか、時間外手当で対応するのかは、まだはっきりしないが、給与制度が変更される中で部活動に対して教員が望むことも少し変わっていくかも

しれないので、その辺りもにらみながら検討していくことになると思う。

井上委員 私は仕事の関係でアンケート結果をよく見るのだが、教員志望の学生に限らず、若い世代は自分の時間を大切にしたい、残業手当が出るとしても時間外まで働きたくない、曖昧な形ではなく、明確な労働の対価という形で勤務時間内で仕事をしたい、といったことを一番主張されている。そのため、文部科学省が言う残業手当を払うという策は、今の若い世代から見ると少し感覚がずれているのではないかと感じている。

また、今年も教員採用試験の受験者数は低迷しており、教師になる人材が枯渇していく状況になっているので、その辺りも私は非常に懸念している。

#### (4) 臨時代理の報告について

教育部長 精華町教育委員会基本規則第16条の2第2項の規定により、令和5年6月12日付で行った教育長の臨時代理について報告する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、精華町議会定例会6月会議に議案を提出するにあたり、会議を招集して教育委員会の意見を聴取すべきところ、緊急を要し、かつ、会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理をしたものである。

電子入札で行った令和5年度山田荘小学校南校舎便所改修工事の一般競争入札について、6月7日に執行した開札により落札業者が決定したので、当該業者と請負契約を締結するという議案に対し、教育委員会として同意するものである。

本臨時代理を行うにあたっては、6月12日付けで書面表決を行い、委員全員から賛成を得ている。

#### 【採 決】

- ・ 全員承認

(5) 議決事項

議案第26号 精華町防災食育センター管理運営規則制定について

教育部長 【提案説明】

先月の教育委員会会議で承認いただいた精華町防災食育センター設置条例に基づいてセンターを運営していくにあたり、特に平常時について、あらかじめ必要な事項を教育委員会規則で定めるもの。

センター設置条例の提案説明時にお示しした案から大きな変更はないが、法規担当課との協議により、後ほど協議事項として提案する精華町防災食育センター設置条例施行規則で定める内容との調整を行った。

まず、第1条では（趣旨）として、この管理規則は平常時における管理運営について必要な事項を定めるものであることを規定する。

次に、第2条では、センター設置条例に定める「センター長」が、センターに属する業務を掌理し、センター所属職員の指揮監督を行うことを定める。

また、同条第2項では、センター所属職員がセンター長を含む上司の命を受けて事務を処理することを定める。

次に、第3条では、（学校給食の提供をしない日）として、精華町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則に定める学校の休業日や授業を行わない日には、原則として防災食育センターによる学校給食の提供を行わないことを定める。

次に、第4条では（諸帳簿の整備）として、センターに業務日誌、出納簿その他管理運営に必要な帳簿を備えることを定める。

次に、第5条では、この教育委員会規則に定めのない細かな事項については、教育委員会が内規等により別途定めることを規定する。

本教育委員会規則は、令和5年7月1日からの施行としており、センター設置条例の施行日に合わせて、同日施行する

ことを予定している。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

## (6) 協議事項

精華町防災食育センター設置条例施行規則（案）について

教育部長 【提案説明】

議案第26号と同様、先月の教育委員会会議で承認いただいた精華町防災食育センター設置条例に基づいてセンターを運営していくにあたり、こちらは特に、災害発生時について、あらかじめ必要な事項を町長部局の規則として制定する事務を進めるにあたり、あらかじめ教育委員会の意見を聴取するもの。

まず、第1条では（趣旨）として、この規則はセンター設置条例の施行について必要な事項を定めるものであることを規定する。

次に、第2条では、本規則と先ほどの管理運営規則が使用する「災害発生時」と「平常時」という用語について、それぞれどのような状況を指すのかを定める。

次に、第3条では（実施事業等）として、センターにおいて行う事業を「防災に関する事業」と「食育に関する事業」に分け、それぞれの詳細を定める。

なお、特に「食育に関する事業」の詳細については、先月お示しした案では、こちらの町長部局の施行規則ではなく、教育委員会規則である管理運営規則の中に定めていたが、従来から実施している「せいか365」などの町長部局の食育事業が含まれない形に読めてしまうことから、こちらの施行規則において規定することとした。

次に、第4条では（管理運営）として、センターの管理運営は、災害発生時には精華町地域防災計画等に基づいて町長が行い、平常時には教育委員会が行うことを定



める。

次に、第5条では、この規則に定めのない細かな事項については内規等により別途定めることを規定するものだが、その際、町長部局と教育委員会がお互いの役割を認識しつつ、協議、調整に努めることを定める。

本規則は、令和5年7月1日からの施行としており、センター設置条例の施行日に合わせて、同日施行することを予定している。

高岡委員 第3条の「防災に関する事業」の中に、災害発生時に被害者等への炊き出しとあるが、避難者用の物資備蓄については記載しないのか。

学校教育課長 炊き出し用の備蓄物資については、基本的に米を1,550食、3日分を備蓄する計画としている。また、併せて、味噌汁などの汁物を提供できるように同様の分量を備蓄する予定である。なお、規則の条文としては、備蓄などの細かな事項までは定めない考えである。

教育部長 備蓄量などの細かな事項については、別に定められた町の防災計画等の中で定め、人口に合わせて計画食数の増減をするなど、定期的に見直ししていく形としている。本規則は例規であり、各種計画等よりも大きな事項を定めるもののご理解いただきたい。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

#### (7) 事務局からの諸報告

教育部長 1 精華町議会定例会6月会議について

精華町議会定例会6月会議が6月7日から27日までの21日間の会期で執り行われ、明日27日の最終日には各常任委員長からの報告後、採決が行われる予定となっている。

議案関係では、先月の教育委員会でお諮りした補正予算関係で2件、条例制定議案が1件、契約議案が3件だった。

議案質疑では、まず補正予算関係では、議案第38号、令和4年度一般会計予算（第12号）の専決処分について、町内遺跡の発掘調査や会計年度任用職員である給食調理委員の給与の執行残などについて質疑があったほか、議案第39号の令和5年度一般会計補正予算（第3号）では、通級指導教室の設置について対象児童数や指導時間数、必要な備品の調達、そしてインクルーシブ教育の観点から、普通教室での授業を希望された場合の考え方などの質疑があった。

また、議案第44号、精華町防災食育センター設置条例制定については、2階の多目的室について一般利用に供しない理由を問うものや、他市町の防災食育センターの設置条例等との違いについての質疑があった。

契約議案の関係では、議案第48号の精華南中学校第1期便所改修工事の契約については、いったん参加したが途中で入札辞退した事業者の辞退理由を問うものや、和式と洋式の便器の比率が社会の実態に合わないのではという指摘、そして、従前と比較して大便器のブースの数が減っていることについて質疑があった。

一般質問では、今回15名の議員から通告があり、教育委員会関係では7名の議員から質疑があった。教育長から報告があったとおり、特にPTAに関して、3回目の質疑となるが、この間の検討経過の進捗状況や会費の徴収方法など、学校とPTAの関係性、これまでの長い歴史的経過と今日的課題が明らかになるような質疑となった。

その他では、教育委員会が所管する町有地の利活用や、防災食育センターの車両出入りの際の安全対策、学校や児童生徒が加入する保険、学校給食の無償化、中学校給食の開始に伴う準備、教職員の負担軽減、むくのきセンターの運営などについての質疑もあった。

最終日には教育長から、先ほど報告のあった杉下定己氏の表彰受賞の報告と中学校の大会成績等の報告、以上2件

の行政報告を行う予定としている。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

5月の問題事象は2件。2件とも校外の事象で、1件は3年生の児童が他人の玩具を勝手に持ち帰ったという事案で、もう1件は町内の児童養護施設内での事象であった。

不登校は13人。

(2) 中学校

5月の問題事象は2件で、暴力事象だった。悪質ないたずらと家出の事象で、学校では保護者も交えて対応し、収束はしているが、見守りを継続している。

不登校は47人。

総括指導主事 2 重災害事故報告について

5月の重災害の事故の報告は2件。2件とも自転車通学者が下校時に単独で転倒したことによるけがだった。けがの程度は切り傷、擦り傷といった軽傷だが、車両の事故に分類されることから重災害事故として報告している。

総括指導主事 3 問題事象の月別発生件数について

長期欠席については小学校は13人で、新たな出現が3人だったことに対して、欠席が少なくなった児童が1人だったため、差引で2人の増となっている。新たな出現については転入者が1人、昨年から傾向がある児童が2人となっている。

中学校は47人で、先月から13人増加している。1年生で新たな出現が3人あり、そのうち2人はいわゆる中1ギャップと思われる傾向と見ている。その他は、昨年から傾向があり、4月は頑張っただけ出席できたが、5月になり非常に疲れを感じた生徒の欠席が増える状況が多く見られる。

全ての家庭と連携は取れており、引き続き各校で個別丁寧

に取り組んでもらっている。

総括指導主事 4 相楽地方中学校陸上競技大会の結果について

5 位以上の成績で上位大会である山城陸上大会に出場できる大会だったが、男子では 8 種目で 9 人とリレー 4 チームが、また、女子では 13 種目 14 人とリレー 2 チームが山城陸上大会への出場権を得た。

なお、6 月 18 日に開催された山城陸上大会では、上位大会となる府大会への出場権を得た生徒が、男子では 2 年 1000 m で精華西中学校の生徒、1 年 1500 m で精華中学校の生徒、3 段飛びで精華中学校の生徒、そして、女子では 2000 m で精華西中学校の生徒、800 m で精華西中学校の生徒、低学年リレーで精華中学校、走り高跳びで精華中学校、以上 6 人とリレー 1 チームが府大会への出場権を得た。

総括指導主事 5 町立中学校生徒の英語力について

国は、中学生における令和 4 年度の英語教育実施状況調査において、外国語の運用能力を同一の基準で測る国際標準 CEF R の A1 レベル（英検 3 級相当）の割合を目標 50% に設定しているが、これに対して精華町の令和 4 年度の中学 3 年生では英検 3 級取得が 47.3%、英検 3 級相当と判断する生徒が 15.7%、合わせて 63.0% となっており、数値的には国の目標を超えている状況である。

生涯学習課長 1 行事の実施予定等について

1 点目は表彰受賞について。先ほど教育長から報告があったとおり、精華町スポーツ協会の杉下定己会長が京都府スポーツ協会の三色旗功労賞を受賞された。

2 点目は令和 5 年度精華まなび体験教室の開講について。コロナ禍で 3 年ほど活動を停止していたが、4 年ぶりの再開ということで、6 月 21 日の川西小学校を皮切りにスタートさせた。今年度はおおむね学期ごとに 1 度ずつ各小学校を回

って実施することで予定している。

3点目は精華町スポーツ協会が主催する、むくのきセンターの夏休み子ども教室について。スポーツ体験やニュースポーツ体験として無料のメニューが用意されているほか、有料のメニューとしてスポーツスクールや、カルチャースクール、クッキングスクールが用意されており、夏休みを中心に実施される。

#### (8) 後援関係

5月から6月にかけて受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数13件、すべて生涯学習課の社会教育係担当分となっている。

#### (9) 7月の行事予定

委員の皆さんに参加いただく内容として、7日に相楽地方教育委員会連絡協議会の教育委員・教育長合同研修会・懇話会が、奈良国立博物館で開催される南山城地域の仏像をテーマとした特別展の内覧会という形で開催される。

また、10日に今年度の第1回総合教育会議、21日に定例の第7回教育委員会会議が開催予定である。

川村教育長と松下委員には24日、令和6年度以降に使用する小学校用教科書の採択に係る第2回山城教科用図書採択地区協議会に出席いただく。

次に、7月は中学校の総合体育大会の開催が予定されており、15日と16日の日程で相楽地方大会、24日から26日までの日程で山城地方大会、29日と30日の日程で府大会が開催される。

最後に、町立小中学校の1学期終業式は7月20日となる。

#### (10) 閉会

教育長が第6回教育委員会の閉会を宣言。